

いわゆる『下書き』提供問題 調査報告書に対する声明

2011年5月24日

薬害イレッサ訴訟統一原告団・弁護団

本日、厚労省の「イレッサ訴訟問題検証チーム」（主査：小林正夫厚生労働政務官）は、高久史麿日本医学会会長に対する声明文案の提供に端を発した、いわゆる『下書き』提供問題に関して、「調査報告書」を公表した。

この報告書により、少なくとも、厚労省による『下書き』の提供を伴う学会見解の公表要請が、高久会長に対してのみならず、関係学会に対して広く行われていたこと、そしてそれが厚労省の組織ぐるみで行われていたことが明らかとなった。

にもかかわらず、調査報告書は、「考察」において、厚労省の職員が、自省の利益の観点からメディア対策を行うために、学会等に見解の公表を求めたことは「通常の職務執行の範囲内」であり、また働きかけの結果、「公表された見解自体に不当な影響力が及んでいたとまでは認められない」とし、『下書き』の提供についても、「過剰なサービス」であり「行き過ぎた行為」であったとするにとどまっている。

このような評価は、常識に反し、到底受け入れられるものではない。調査報告書には、厚労省が国民全体の利益を守るべき公共の立場にあるという視点が欠落しており、また、本件訴訟があたかもがん患者全体の利益に反するかのような世論誘導を行い、被害者である原告に二重の苦しみを与えたことに対する反省は全く見られない。

そして、行われた調査も全く不十分であり、本件の全容解明にはほど遠いと言わざるを得ない。

当弁護団は、本年3月3日に公表した「日本医学会高久会長に対する『下書き』提供問題の徹底調査を求める声明」（※）において、この問題は、厚生労働省の組織的関与が疑われる事案であり、その疑惑を厚生労働省内部のチームによって調査するのは不相当であると指摘したが、調査報告書は、正にお手盛りの内部調査の限界を露呈したものだといえる。

当弁護団は、この問題の解明を厚生労働省に委ねるのではなく、菅政権の責任において、以下の諸点に関する徹底した情報公開と再調査を求めるものである。

1 調査対象の実名を公表すべき

調査報告書は、調査対象となった厚労省職員、学会、学会関係者のいずれについても匿名としている。しかし、厚労省としての組織的活動に関与した厚労省職員はもろろんのこと、公的活動を行い、本件に関する見解を公表している学会や、その意思形成に重要な役割を果たした学会関係者を匿名にする理由はない。

これら調査対象の実名を公表すべきである。

2 原資料を公開すべき

調査報告書は、「認定した事実」について、それをいかなる調査結果に基づいて認定したのかを明らかにしていない。確認したとされるメール等の関係資料や、聴取の具体的内容が明らかとされなければ、果たして十分な調査が行われたのか、また調査報告書の事実認定が妥当であるのか、確認することができない。

事実認定の根拠となった原資料を、全て公開すべきである。

3 各学会の意思形成過程や厚労省の働きかけの具体的内容を調査・公表すべき

調査報告書は、「学会や個人に対する働きかけの結果、公表された見解自体に不当な影響力が及んでいたとまでは認められない」としている。

しかし、厚労省の働きかけが学会の見解公表に与えた影響について、十分な調査が行われた形跡はない。その与えた影響を明らかにするためには、学会がどのような手続きを踏んで見解を公表したのか、またその過程で厚労省による働きかけがどのような役割を果たしたのかを調査することが必要であるし、和解勧告の内容や見解公表の必要性に関して、厚労省がどのような説明を行ったのかなどについても明らかにされなければならない。

各学会が見解等を公表するに至る意思形成過程や、厚労省の働きかけの具体的内容を調査・公表すべきである。

4 アストラゼネカとの関係を調査すべき

本件では、2011年1月23日に高久会長見解がメルマガ上で公表され、翌24日に日本医学会HPに掲載されるのと歩調を合わせて、24日に日本肺癌学会と日本臨床腫瘍学会の見解が公表され、同日、これら見解を援用する形で、被告アストラゼネカが和解拒否のプレスリリースを公表している。このことは、厚労省と被告アストラゼネカとの間にも何らかの連絡があり、産官学の癒着によって世論誘導がなされたことを疑わせるものであるが、調査報告書は、被告アストラゼネカとの関係を調査対象に含めておらず、この疑問に全く答えていない。

本件に関し、厚労省と被告アストラゼネカがどのような関係を持っていたのかを調査すべきである。

(※) <http://iressabengodan.com/doc/000158.html>